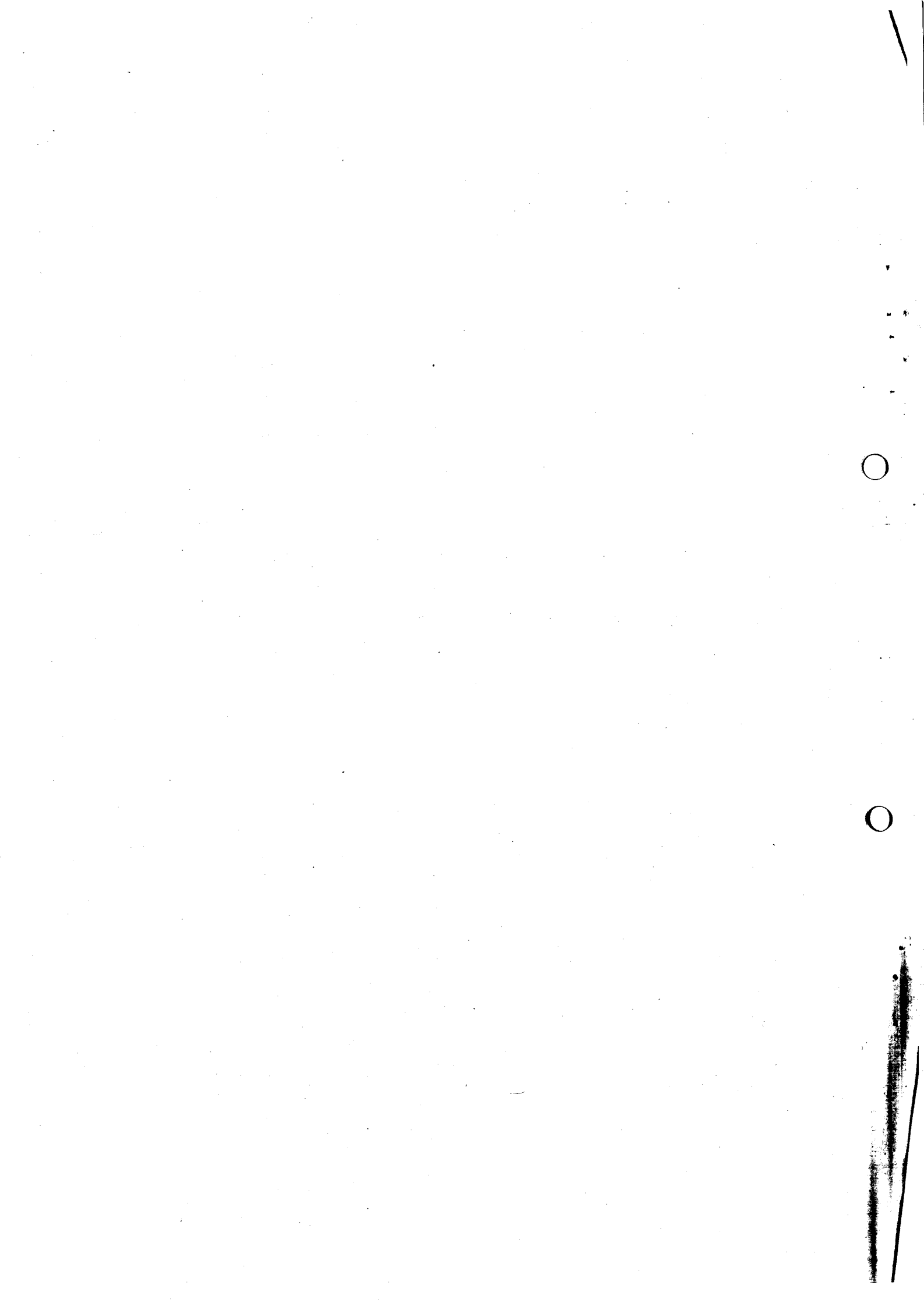


教育基盤整備検討委員会報告

新宿区教育基盤整備検討委員会

平成14年2月



目 次

1	はじめに	1
2	教育基本方針と教育基盤整備検討委員会検討事項の流れ図	2
3	教育基盤整備検討委員会の検討事項体系図	3
4	検討の経過	4
【学校適正配置部会】		
5	学校適正配置ビジョン	5
6	区立幼稚園の適正配置ビジョン	15
7	これからの学校施設	20
【教育基盤整備検討部会】		
8	通学区域制度の弾力的運用	23
9	学校配当予算の見直し	30
10	少人数学習指導の推進	32
11	教育基盤整備検討委員会設置要綱	36
12	教育基盤整備検討委員会委員名	37
13	教育目標	38

はじめに

高度情報化社会や都市化の進展、高齢化・少子化の進行など社会状況が大きく変化していく中で、教育分野においても中央教育審議会からの2回にわたる答申、更には教育改革国民会議における提言などを受け、21世紀の学校のあり方が大きく変わろうとしています。

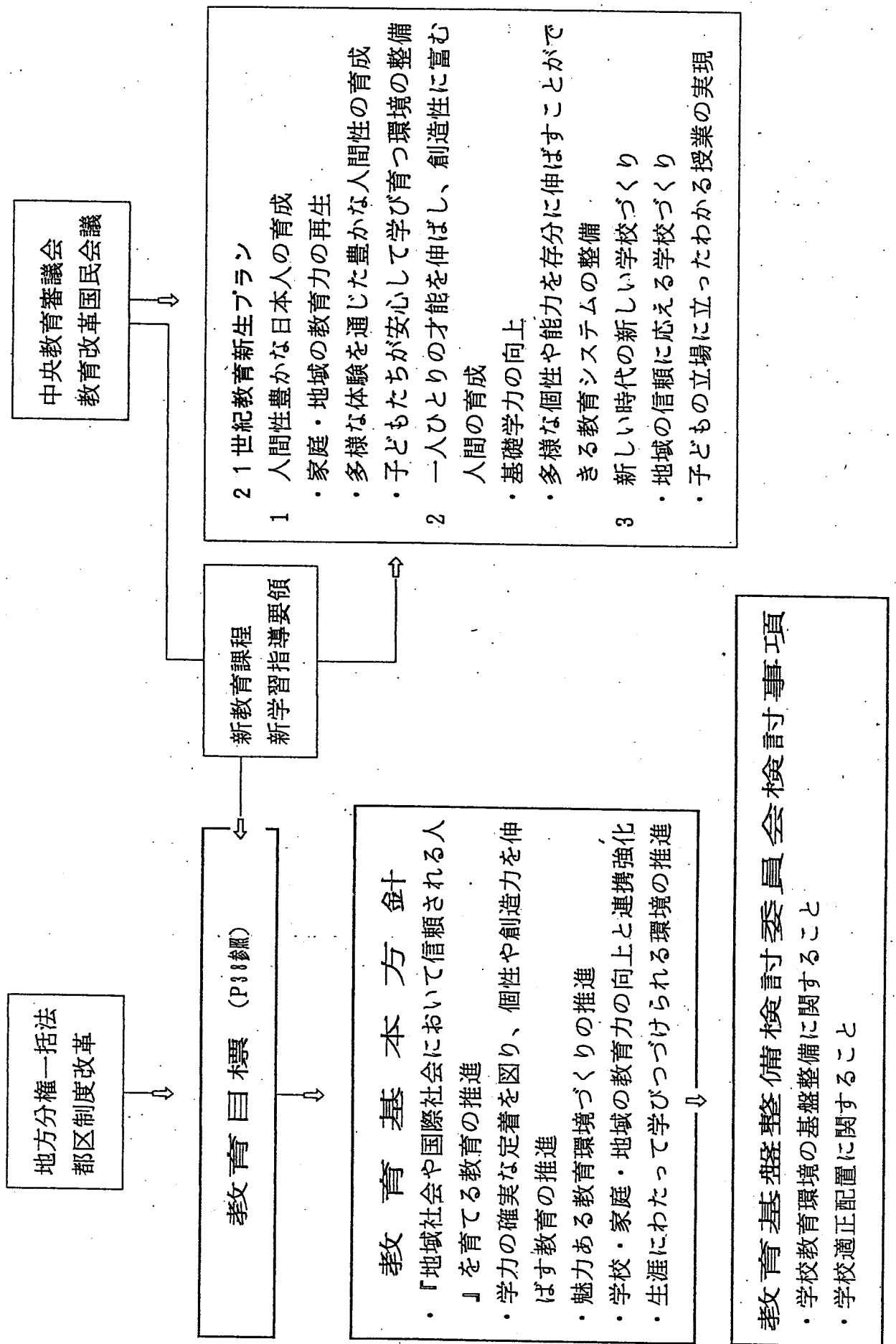
一方、地方分権型社会にあって、各自治体の教育に対する取組も、これまでの一律、平等の考え方から特色ある教育行政の推進が求められるようになりました。更に、これからの教育は「ゆとり」の中で「生きる力」を育成することが必要となってきており、そのために一人一人の能力・適性に応じた個性を尊重した教育を進めていくことが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、教育長の命を受け教育委員会事務局内に「新宿区教育基盤整備検討委員会」が設置され、小中学校・幼稚園の校園長代表にも加わっていただき、「新宿区立学校適正配置等審議会」の答申の趣旨を基本としつつ、教育環境の変化に対応したこれからの教育行政を推進していくための方向性を検討してきました。

これらの検討に当たっては、区内小・中学校、幼稚園の校園長や保護者の皆様へのアンケートを実施するとともに、各地区の青少年育成委員会からのご意見も参考にいたしました。

以下のとおり検討結果をまとめたので報告するものです。

〔教育基本方針と教育基盤整備検討委員会検討事項の流れ図〕



= 学校適正配置ビジョン =

1 これまでの学校適正配置

第一次学校適正配置計画では、四谷第五小学校と四谷第七小学校を対象校とし、四谷第五小学校児童数の減少による複式学級が発生しそうな状況での教育環境整備を行った。

第二次学校適正配置は、淀橋、柏木地区の小学校4校を2校に、中学校2校を1校とし、併せて幼稚園の統廃合を行った。この統廃合は、地域全体を捉えた学校適正配置であった。

第三次、第四次と進んだ学校適正配置は、児童・生徒の減少による教育環境の整備の統廃合であった。

この結果、小学校8校を4校、中学校4校を2校にする適正配置を実施した。

これまでの学校適正配置の取り組みは、小学校では150人、中学校では9学級を下回った学校を対象校として、複数学級の確保を目的として、近隣の学校を含め、PTA等との話し合いで進めてきた。

2 区立小・中学校の現状

新宿区の児童・生徒数の減少率は一時期ほどではないが、都教育人口等推計によると漸減しており、今後も大幅な増加に転じることは困難と考えられる。

また、小学校ではピーク時（昭和33年度）の37,614人に対して平成13年度では8,233人、中学校（昭和37年度）では同じく18,395人に対して3,401人と減少している。

児童・生徒数の平均的学校像を見てみると、下記【表1】になる。

【表1】《新宿区の平均的学校像》

小学校		中学校	
学級当たり	28.79人	学級当たり	31.20人
1校当たり	265.60人	1校当たり	261.60人
1学年当たり	1.54学級	1学年当たり	2.79学級
1校当たり	9.23学級	1校当たり	8.38学級

次に、児童・生徒の規模別学校数を見てみると、150人未満の小学校が5校、150人以上ではあるが6学級の学校が8校で合計13校が単学級となっている。7～11学級の学校が6校、12学級以上が12校となっている。

中学校では、6学級の学校が1校、7～8学級の学校が8校、9学級以上で最大の12学級までの学校が4校となっている。

3 学校適正配置のビジョン作りの必要性

平成4年7月の新宿区立学校適正配置等審議会の答申では、小規模校の学校教育への影響として、次のように述べている。

【小規模校の学校教育への影響・答申要約】

	プ ラ ス 面	マ イ ナ ス 面
学 習 指 導 面	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の行き届いた指導がしやすい。 ・一人ひとりの児童生徒が授業などで発表する機会が多くなり、教育活動への参加意識が高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活気に満ちた雰囲気欠け、集団の相互作用による思考力の育成や、学習や運動において学び合うたくましさ不十分になりがち傾向がある。 ・集団で行う体育活動、劇、合唱などで支障をきたしやすい。
生 活 指 導 面	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が全児童生徒を知ることが容易であることから、実態に応じた個別的な指導をしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な友達との触れ合いの機会に乏しく、社会性や自主性の育成が不十分になりやすい面が見られる。 ・単学級の場合、クラス替えができないことをはじめ、学力、友人関係が固定化しやすい。
経 営 組 織 ・ 運 営 面	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の経営方針や指導の重点が浸透しやすく、教職員や児童生徒がまとまりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、単学級の場合には、教材の準備等の共同・分担作業や、協力授業などによる学級間の相互啓発に欠ける面がある。 ・教師の分掌事務が過重負担となる傾向がある。
総 合 評	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校の学校教育への影響については、プラス面、マイナス面のいずれもが挙げられるが、児童生徒の学習や教師の教育指導、学校の組織・運営など教育活動全般にわたって、小規模化の程度に応 	

価	<p>じマイナスの影響が大きくなる傾向は否定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校教育の目標や役割・機能から小学校より大きな集団が求められる。 ・ 中学校では、適切な進路指導を行うための組織運営上の体制づくりも必要である。
---	--

以上のように「答申」では述べている。

また、7月に実施した「新宿の教育」に関するアンケート結果では、保護者からの望ましい学級規模として、学年あたり小学校では86.9%の方が2～3学級を、中学校では84.8%の方が3～4学級が望ましいという結果であった。

このような区立小・中学校の現状と小規模校の学校教育への影響を考えるならば、全区的なビジョンを持って区立小・中学校の適正規模の確保と配置を更に推進していく必要がある。

4 学校適正配置のビジョン作りの基本視点

学校適正配置のビジョン作りに当たっては、答申に述べられている下記の条件を基本視点として考える。

【適正配置の基本視点】

1 通学区域

小学校＝現状の通学区域を基本に組み合わせを考える。

中学校＝統廃合にあたっては、通学区域についても見直しを行う。通学区域の再編成が必要となる場合は、地域ブロック（旧行政区等）に配慮して可能な限り小学校区との整合性を図る。

2 通学距離

小学校＝概ね1kmの範囲

中学校＝概ね2kmの範囲

3 通学路の幹線道路＝通学区域内に幹線道路が横断している場所については、安全面の配慮が必要である。

4 教育環境の向上＝敷地や校舎の立地条件、施設面からの検討を加える。

5 立地条件＝新設校は、新しい時代に対応できる学校施設のあり方を勘案し、統合対象校の児童・生徒数にかかわらず、校地・校舎等の立地条件を考慮して位置を定める。

6 地域ブロック＝特別出張所の区域等を考え統廃合に配慮する。

以上の点について総合的に考慮していく。

また、学校適正配置の対象校に心障学級が設置されている場合は、原則として統合校に設置することとするが、心障学級の設置されている学校の地域バランスや関係者との調整を図りながら進めていく必要がある。

次に適正規模については、【表2】に示した学級数と児童・生徒数を視点として考える。

【表2】《適正規模の基本視点》

	小学校	中学校
学級数	12～18学級	12～15学級（最大で18
児童・生徒数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表1のとおり新宿区の平均学校像は1学級28.8人であり、将来の30人学級規模を想定し 【1学級30人の視点】 12学級＝360人程度 18学級＝540人程度を最大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表1のとおり新宿区の平均学校像は1学級31.2人であることから小学校と同様将来の30人学級を想定するが、当面は、 【1学級32人の視点】 9学級＝290人程度 15学級＝480人程度

中学校の学級数では、答申は最大を18学級と述べているが、区内の学校敷地を考えた場合、規模的に制限があるので、当面は15学級を想定する。

5 基本視点による区立小学校・中学校の数

適正配置と適正規模の基本視点に基づき区立小学校・中学校の学校数を検討することとする。この検討については、区内の学区域を牛込地区、四谷地区、戸塚・大久保地区、落合地区、淀橋地区、西戸山地区（中学校のみ）とし、都教育人口等推計による平成18年度児童・生徒数を基本にする。

【現状】（小学校）＝31校

1 牛込地区＝11校

牛込地区内の小学校は、11校あり地域的に広さがあるため、これを牛込A地区、牛込B地区として分類する。

2 四谷地区＝5校

3 戸塚・大久保地区＝6校

4 落合地区＝6校

5 淀橋地区＝3校

【現状】（中学校）＝13校

1 牛込地区＝3校

2 四谷地区＝1校

3 戸塚・大久保地区＝4校

4 落合地区＝2校

5 淀橋地区＝1校

6 西戸山地区 = 2校

検討の結果は、下記のとおりである。

【小学校】

- 1 牛込A地区（6校）平成18年度推計児童数 1,556人
(1) 最大規模 3校 (2) 最小規模 5校
- 2 牛込B地区（5校）平成18年度推計児童数 1,167人
(1) 最大規模 3校 (2) 最小規模 4校
- 3 四谷地区（5校）平成18年度推計児童数 832人
(1) 最大規模 2校 (2) 最小規模 3校
- 4 戸塚・大久保地区（6校）平成18年度推計児童数 1,828人
(1) 最大規模 4校 (2) 最小規模 5校
- 5 落合地区（6校）平成18年度推計児童数 1,722人
(1) 最大規模 4校 (2) 最小規模 5校
- 6 淀橋地区（3校）平成18年度推計児童数 896人
(1) 最大規模 2校 (2) 最小規模 3校

【中学校】

- 1 牛込地区（3校）平成18年度推計生徒数 765人
(1) 最大規模 2校 (2) 最小規模 3校
- 2 四谷地区（1校）平成18年度推計生徒数 298人
- 3 戸塚・大久保地区（4校）平成18年度推計生徒数 740人
(1) 最大規模 2校 (2) 最小規模 3校
- 4 落合地区（2校）平成18年度推計生徒数 589人
(1) 最大規模 2校 (2) 最小規模 2校
- 5 西戸山地区（2校）平成18年度推計生徒数 322人
(1) 最大規模 1校 (2) 最小規模 2校
- 6 淀橋地区（1校）平成18年度推計生徒数 238人

四谷、淀橋地区で学校適正配置を実施した小学校、中学校については、当面、小規模校化しても地域の学校として存続するものとする。

適正規模の最大と最小で学校数を表にまとめると【表3】になる。

【表3】《最大規模と最小規模による小学校・中学校数》

	最大規模 { 小学校 540人程度 中学校 480人程度 }	最小規模 { 小学校 360人程度 中学校 290人程度 }
小学校	18校	25校
中学校	9校	12校

6 学校適正配置と学校施設整備との関連

ここまでの検討は、学校適正配置等審議会の答申を基本として進めてきたが、学校施設整備との関連から学校適正配置を検討する必要がある。

区立小・中学校の校舎・体育館の建築年度では、昭和30年代以前の建設が小学校では19校、中学校では10校を数えている。

昭和30年代以前の校舎建設状況を新宿区の地域別にみってみると、表4に表すことができる。

【表4】【昭和30年代以前の地域別学校数】

地域別・学校数	小学校数	中学校数	学 校 名
牛込A地区(小学校5・中学校3校)	5 校	3 校	澁戸小・江戸川小・市谷小・愛日小・早稲田小 牛込第一中・牛込第二中・牛込第三中
牛込B地区(小学校5校のみ)	0 校	—	—
四谷地区(小学校5校・中学校1校)	2 校	0 校	四谷第一小・四谷第四小
戸塚・大久保地区(小学校6校・中学校4校)	5 校	4 校	大久保小・戸山小・戸塚第一小・戸塚第三小・西戸山小 戸塚第一中・東戸山中・大久保中・戸山中
落合地区(小学校6校・中学校2校)	6 校	1 校	落合第一小・落合第二小・落合第三小・落合第四小・落合第五小・落合第六小 / 落合第二中
西戸山地区(中学校のみ2校)	—	2 校	西戸山中・西戸山第二中
淀橋地区(小学校3校・中学校1校)	1 校	0 校	西新宿小
合 計	19 校	10 校	—

学校施設については、適時改修工事等を行い児童・生徒の安全確保に努めてきているが、今後、多くの学校が改築時期を迎えることになる。改修や改築を行うには、計画的に進める必要があり、学校適正配置との整合性を図り、効率的な整備計画が行われなければならない。

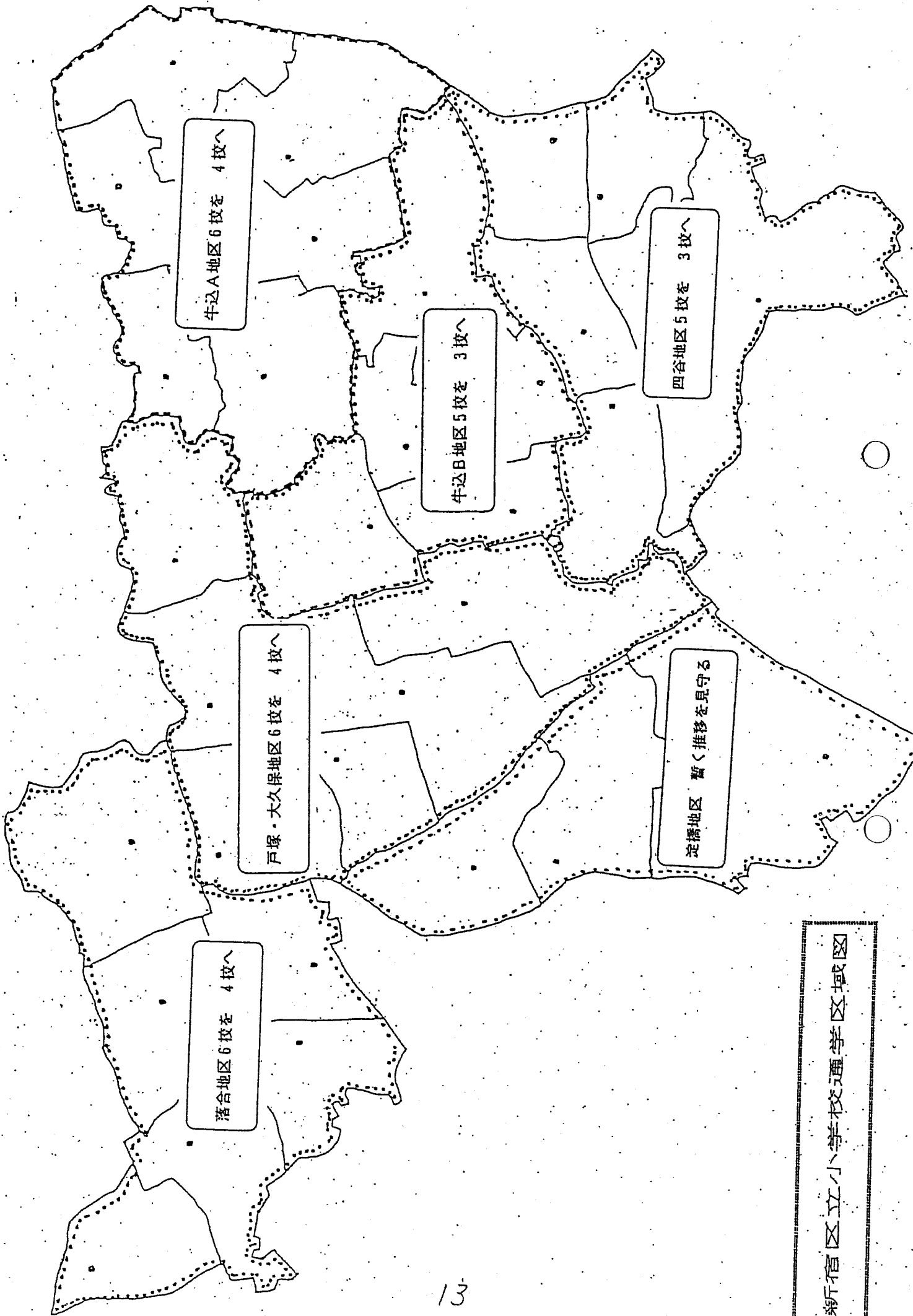
7 学校適正配置のビジョン

学校適正配置等審議会の答申内容に基づく基本的視点及び、計画的な学校施設整備の両者の条件を考慮しまとめると下記（表5）のようになる。中学校については、答申に掲載されている別図と同じ結果になったものである。

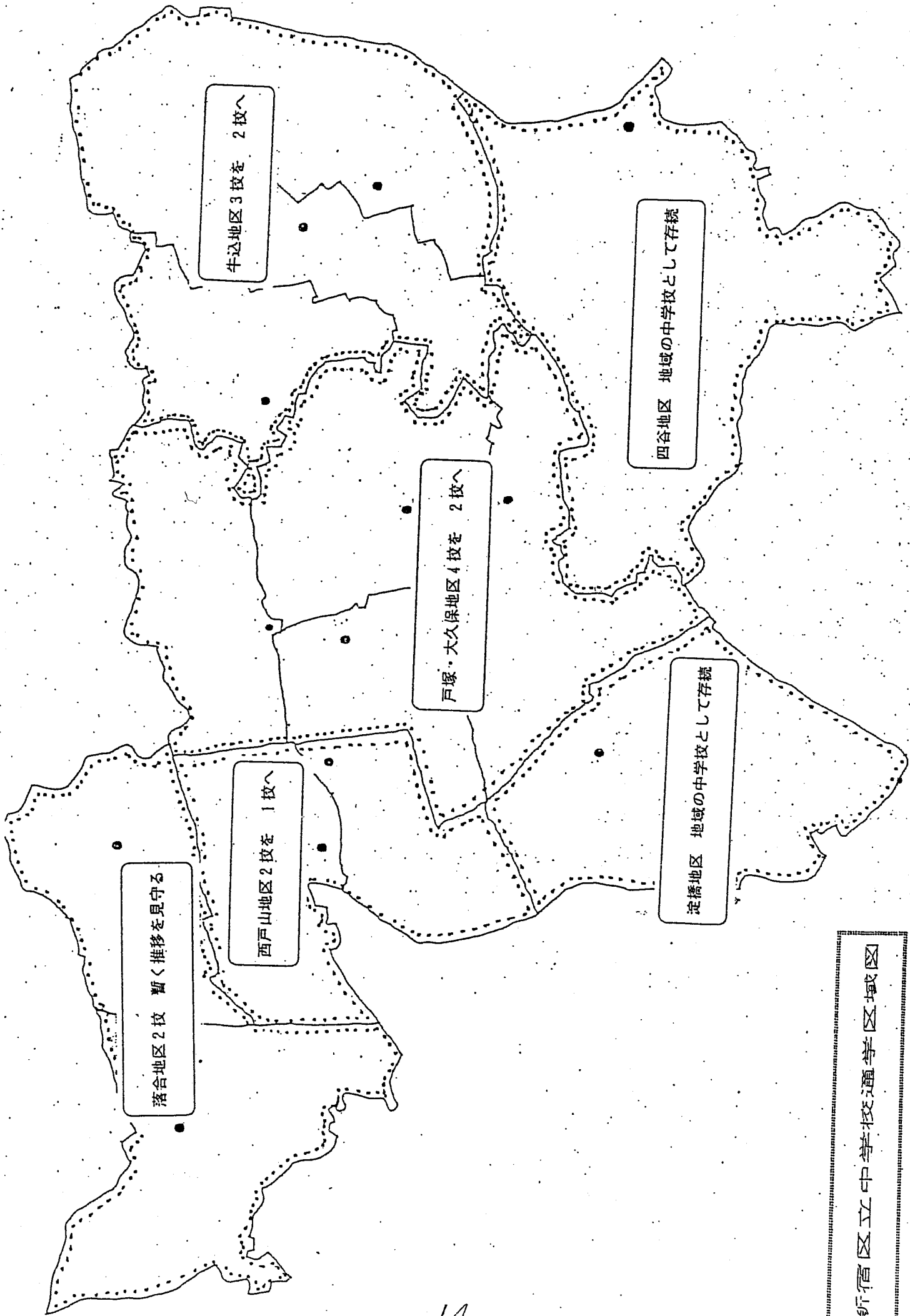
【表5】《学校適正配置のビジョン》

新宿区の地域	小 学 校	中 学 校
牛込A地区	津久戸小・江戸川小・市谷小 愛日小・早稲田小・鶴巻小を 対象校として 4 校	牛込第一中・同第二中・同第 三中を対象校として 2 校
牛込B地区	牛込仲之小・富久小・余丁町 小・東戸山小・天神小を対象 校として 3 校	
四谷地区	四谷第一小・同第三小・同第 四小・同第六小・花園小を対 象校として 3 校	四谷中 地域の中学校として存続
戸塚・大久保 地区	大久保小・戸山小・戸塚第一 小・同第二小・同第三小・西 戸山小を対象校として 4 校	戸塚第一中・東戸山中・大久 保中・戸山中を対象校として 2 校
落合地区	落合第一小・同第二小・同第 三小・同第四小・同第五小・ 同第六小を対象校として 4 校	落合中・落合第二中 暫く推移を見守る。
淀橋地区	淀橋第四小・柏木小・西新宿 小 暫く推移を見守る。 3 校	西新宿中 地域の中学校として存続
西戸山地区		西戸山中・西戸山第二中を 対象校として 1 校
合 計	2 1 校	9 校

これからの区立小・中学校の適正配置と適正規模を確保し、子どもたちの教育環境をより良くするための方法の一つとして、試算したものであり今後、実施時期等については、更に検討する必要がある。



新宿区立小学校通学区域図



新宿区立中学校通学区図

＝ 区立幼稚園の適正配置ビジョン ＝

1 区立幼稚園の適正配置実施状況と現状

これまでの区立幼稚園の適正配置については、区立幼稚園が小学校に併設されていることから、小学校の第一次から第三次までの適正配置に合わせて実施してきた。

この中で、区立幼稚園の適正配置は、これまでの幼稚園の設置と同様、統合校に幼稚園を併設する方法を取ってきた結果、幼稚園数は、審議会答申時の35園から平成13年度では、31園（休園中5園を含む。）となっている。

また、園児数を見ると統合新園では統合による園児数の増加はあるものの、集団保育を行うに適した園児数かどうかは検討を要する状況も見られる。

園児数の推移を見ると、第二次ベビーブーム世代が在園した時期に相当する昭和53年度の4,814人が最大で、その後、減少傾向をたどり、平成13年度では1,224人とピーク時の4分の1となり、1園当たりの園児数は平均で47.07人となっている。

クラス別の園児数を見ると、13園で3歳児保育を実施しており、定員15名をほぼ満たしている。しかし、4歳児、5歳児では1クラス30名定員で56クラスあるなかで、20名未満のクラスが4歳児では14クラス、5歳児では15クラスで、合計29クラスと50%以上を占めている。

2 幼児保育の現状

幼児の幼稚園、保育園の受け入れ状況は、平成11年度から13年度の平均では、下表のとおりであるが、3歳から5歳までの幼児の内、幼稚園へは55.4%が、保育園へは36.7%が通園している。また、幼稚園に通う幼児の内、区立幼稚園へは1,266人、48%が、私立幼稚園へは、1,360人、52%の割合となっている。

3 年 間 平 均								
	3 歳 児		4 歳 児		5 歳 児		合 計	
	幼児数	入園率	幼児数	入園率	幼児数	入園率	幼児数	入園率
区立幼稚園	190	12.2	522	33.0	554	34.6	1,266	26.7

私立幼稚園	236	15.1	265	16.7	272	17.0	773	16.3
区立保育園	434	27.9	428	27.0	422	26.4	1,284	27.1
私立保育園	132	8.3	141	8.9	133	8.3	405	8.5
区外幼稚園	173	11.1	213	13.5	201	12.6	587	12.4
区外保育園	17	1.1	21	1.3	16	1.0	53	1.1
その他	379	24.3	△ 6	△0.4	1	0.1	374	7.9
合計	1,561	100.0	1,584	100.0	1,599	100.0	4,744	100.0

3 区立幼稚園の地域別園数と園児数

区立幼稚園の地域別園数と園児数を見ると【表2】のようになる。

【表2】＝平成13年5月1日現在の園児数

地域別	幼稚園数・名	園児数	休園数
牛込A地区	5 津久戸幼、市谷幼、愛日幼、早稻田幼、鶴巻幼	290名	1園 (江戸川幼)
牛込B地区	3 牛込仲之幼、余丁町幼、東戸山幼	193名	2園 (富久幼、天神幼)
四谷地区	4 四谷第三幼、同第四幼、同第六幼、花園幼	152名	1園 (四谷第一幼)
戸塚・大久保地区	6 戸塚第一幼、同第二幼、同第三幼、戸山幼、大久保幼、西戸山幼	272名	0園
落合地区	5 落合第一幼、同第三幼、同第四幼、同第五幼、同第六幼	208名	1園 (落合第二幼)
淀橋地区	3 淀橋第四幼、柏木幼、西新宿幼	109名	0園

合 計	26園	1,224名	休園中 5園
-----	-----	--------	--------

4 答申にみる適正規模、適正配置について

答申にみる幼稚園の適正規模、適正配置を見た場合下記の【表1】にまとめられる。

【表1】

	適 正 規 模	適 正 配 置
完全独立園	専用の園地・園舎及び運動場を確保。4・5歳児各2学級及び3歳児保育は2学級の計6学級程度	地域バランスに配慮し、事実上の通園可能なエリアを考慮し地域間の均衡を図る。 小・中学校の統廃合が行われた時、跡地を有力な候補地として検討し、通園バスの運行も検討
併設独立園	完全独立園が困難な場合は、小学校併設の幼稚園のうち、独立園舎として機能でき、一定以上の規模が確保できる園に専任園長を配置。 4・5歳児各2学級に3歳児を加えて5～6学級	各幼稚園の規模に応じ、適正配置を別途検討
併設幼稚園	独立園舎の確保が困難であるが、一定以上の規模が確保できる園には教頭職を配置	小学校が統廃合された場合、基本的にはそれに連動する
見直し園	上記の規模を確保できない幼稚園については、見直しを行うとし、1学級20人程度の幼児を確保	

5 区立幼稚園の適正配置ビジョンの考え方

区立幼稚園の適正規模及び適正配置については、通園区域、通園距離、立地条件、地域バランス等を考慮し、十分な規模の園舎・園庭の確保と適正な規模の園児数の確保を行い、効率的かつ幼児教育の効果を最大限発揮できる教育環境を整備していくため、い

くつかの幼稚園を統廃合して独立園の設置していくことが望ましい。

(望ましい独立園の設置の条件)

- 1 規模は、3歳児15人定員の2クラス、4歳児30人定員2クラス、5歳児30人定員2クラスの150人を最大規模とし、3歳児15人定員1クラス、4歳児、5歳児各30人定員の1クラスとし75人を最小規模と想定する。
- 2 小学校・中学校の統廃合とリンクする。

以上の条件で地域バランスも考慮して区立幼稚園の園数を試算すると、次の表の幼稚園数が想定される。【150人と75人の規模の園児数で試算した園数】

地域別	幼稚園数・園児数	150人規模の園児数で試算	75人規模の園児数で試算
牛込A地区	5園 (休園1) 290名 津久戸幼、市谷幼、愛日幼、早稲田幼、鶴巻幼	2園	4園
牛込B地区	3園 (休園2) 193名 牛込仲之幼、余丁町幼、東戸山幼	2園	3園
四谷地区	4園 (休園1) 152名 四谷第三幼、同第四幼、同第六幼、花園幼	1園	2園
戸塚 大久保地区	6園 (休園0) 272名 戸塚第一幼、同第二幼、同第三幼、戸山幼、大久保幼、西戸山幼	2園	4園
落合地区	5園 (休園1) 208名 落合第一幼、同第三幼、同第四幼、同第五幼、同第六幼	2園	3園
淀橋地区	3園 (休園0) 109名 淀橋第四幼、柏木幼、西新宿幼	1園	2園
合 計		10園	18園

3歳児クラスについては、地域バランスを考慮し、13園13クラスとなっているが、150人規模では、3歳児クラスが20クラス、75人規模では、18クラスとなる。

6 今後の取組の方向について

(1) 区立幼稚園の適正規模及び適正配置

小学校に幼稚園を併設する現在の方式は、園児数の急増への対策や幼稚園及び小学校の連携面で効果があったが、園児数の減少が続く今日では、幼稚園の小規模化の原因となっている。集団保育の効果を高めるために、現在の小学校併設方式による幼稚園運営は方向転換すべきである。答申に述べられている独立園設置を小学校、中学校の学校適正配置にともない検討していくことが今後は必要と思われる。

(2) 区立幼稚園の保育内容

幼稚園の「保育内容」については、近年、幼稚園への子育て相談など保育ニーズの多様化を背景に様々な保育が実施されている。私立幼稚園の多くは多様な保育ニーズに対して特色ある保育を推進し、預かり保育や急な用事や病気、家庭介護等が発生した場合にそれぞれ対応している。

文部科学省は、平成13年3月に「幼児教育振興プログラム」を発表し、地域の実情や保護者の要請に応じて特色ある教育を行うことを推進するように述べている。

このような幼稚園を取り巻く状況の変化への対応については、「区立幼稚園のあり方検討会」で引き続き検討するとともに、幼稚園の学級編制基準についても、見直しを行っていく。

幼稚園の適正配置計画と幼児教育内容を考慮して進めていく際には、私立幼稚園とのバランスや公・私の役割分担を考慮する必要がある。

さらに、将来の幼保一元化も視野に置きつつ検討を進めていく必要もある。

= これからの学校施設 =

1 新たな学校施設建設に向けての考え方

新しい時代に対応する学校施設の創造が求められている。当区は都市化の進展と少子化の進行も顕著であり、学校施設をめぐる環境の変化も大きいものがある。

また、区民の学習意欲の高まりによる生涯学習の進展や、地域に開かれた学校運営なども学校施設のあり方に深く関わっていると言える。その一方で、学校での凶悪犯罪から児童・生徒を守るための施設セキュリティも重要な課題となっている。

学校は、児童・生徒にとって毎日を過ごす生活の場でもあり、何よりも楽しい空間であることが大切である。学校施設が機能的で効率的なものであるとともに、明るく快適で、環境にも配慮した「やさしくセンスある学舎」であることが、更なる教育の充実につながるものであると考える。

既存の学校施設に対しては、大規模な改修の機会を捉えて、可能な限り後述の「基本的方向性」の趣旨に沿った整備を図るよう配慮する。

(1) 学校建設の基本理念

ア 高機能かつ多機能で変化に対応しうる弾力的な施設環境の整備

教育内容・教育方法等の変化に対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピューターその他の高度な教育機器の導入などを可能とする、高機能かつ多機能な学習環境を確保し、さらに今後の学校教育や情報化の進展に長期にわたって対応することができるような計画とする。

イ 健康的で豊かな施設環境の確保

児童・生徒の学習及び生活のための空間として、子どもの健康と安全を十分に確保することはもちろん、豊かな人間性を育む、文化的な環境づくりを通して、魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保する。

また、防犯上も児童・生徒の安全に配慮した施設を整備する。

ウ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー化を図り、必要に応じ公共施設等と連携でき、地域の防災拠点としての役割を果たし、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設とする。

エ 環境保護に配慮する施設の整備

地球環境保護、環境教育を考慮し、自然環境に配慮するとともに、省資源、省エネルギーを考慮した施設とする。さらに室内空気を汚染する化学物質等の発生を抑制した建材を使用する等、児童生徒の健康に配慮した施設を整備する。

(2) 基本的方向性

ア 普通教室の面積基準

文部科学省は平成9年度より普通教室の面積の国庫補助基準を64㎡から74㎡に引き上げており、平成11年度にはJIS規格の改正により、学校用の机・椅子の規格が大きくなったため、中学校は1室74㎡とする。小学校は体格差を考慮して64㎡とする。

イ 新世代型学習空間の確保

ティームティーチングや少人数学習指導等、多様化する学習形態に柔軟に対応できるように、できるだけ普通教室前面に学習スペースを確保する。小学校は普通教室64㎡+多目的スペース64㎡を、中学校は普通教室74㎡+多目的スペース74㎡を確保するようにする。

ウ 校庭の規模について

現在の1校あたりの平均面積は小学校約2,500㎡、中学校約4,200㎡であり、これを一応の基準とするが、校地によっては確保できないこともあるため、個別に検討するものとする。また現在の校地面積を考慮して、小学校は、直走路50m、トラック外周80mを、中学校は直走路80m、トラック外周120mを下限として整備を目指す。

エ エコスクール

環境保護・環境教育に資するため、環境に配慮した学校づくりが必要である。具体的には屋上緑化、雨水流出抑制を図り、雨水利用、ビオトープ等を考慮するものとする。

オ 教室等の空調化

良好な学習環境を確保するためには、普通教室を空調化することが望ましい。特別教室等については、個別の状況により検討する。

カ 給食調理室について

従来の、床を水が流れるウェット方式では、室内が高温多湿になり、水の跳ね返りによる食品・食器への影響がある。ドライ方式になると作業等の服装も変わり、作業の安全性がより高まり、効率的な動きが可能となるためドライ方式を採用していく。

キ 学校施設の多機能化と安全性の確保

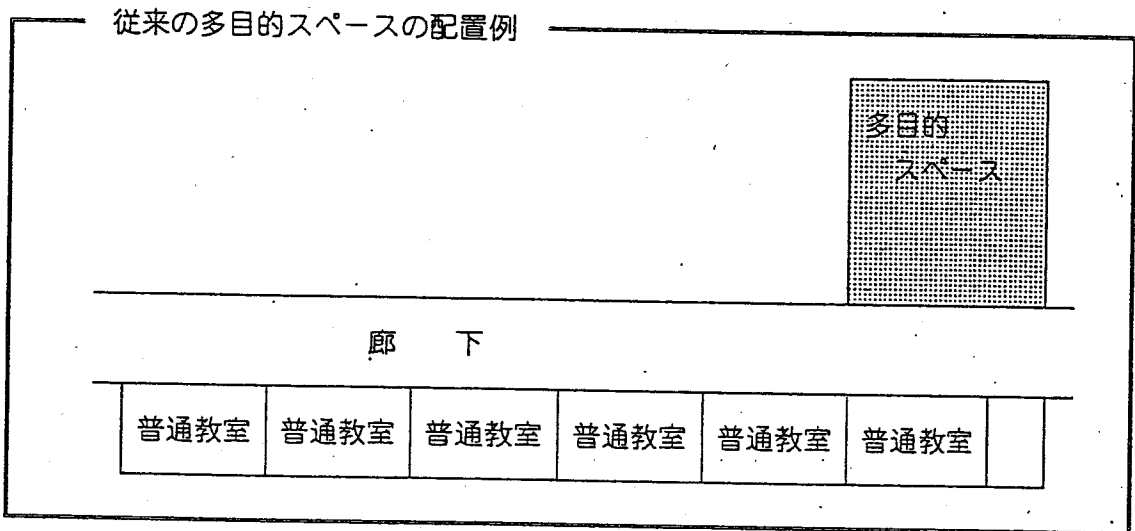
生涯学習の場として音楽室・美術室・家庭科室等の特別教室の開放がスムーズにできるような校舎配置にするとともに、地域の状況に応じ生涯学習機能を併せ持った施設についても検討していくこととする。配置に当たっては、児童生徒の安全性が確保できる導線に配慮する必要がある。

参考 新世代型学習空間

(1) 従来の多目的スペース

区立学校における従来の多目的スペースの多くは、余裕教室の有効活用の一環として整備したものであり、形態としては「部屋」である。このスペースの使用については、主に、複数の学級で行う合同授業やチームティーチングなど、多様な指導方法による授業と作品展示の場等、学校生活にゆとりと潤いを与える空間として設置してきたものである。

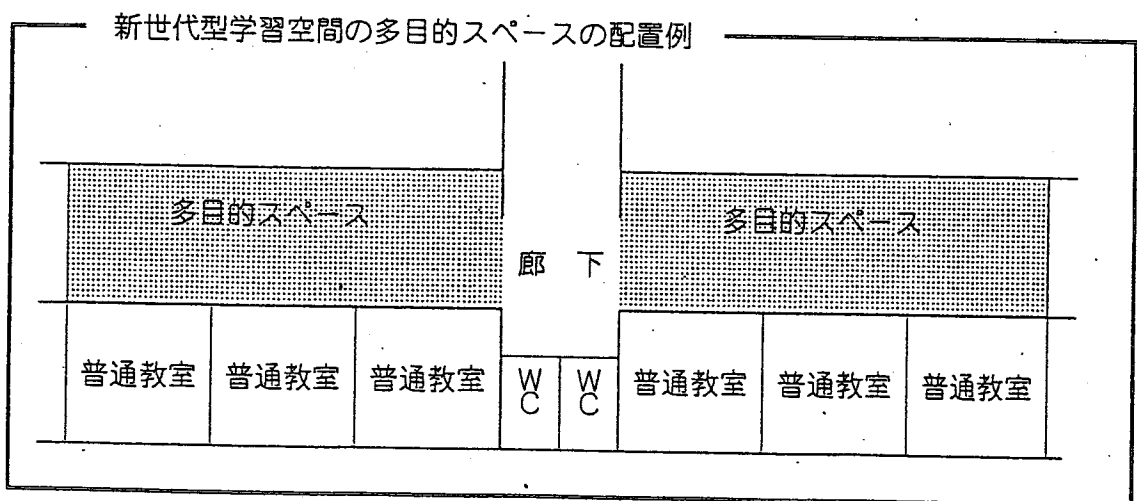
しかし、新たな授業方法として少人数学習指導を行う際、この多目的スペースを使用する場合には、半数近くの児童・生徒が、他の階等の位置まで移動することとなり、必要に応じた全体授業ができないなど、柔軟さに欠ける等の支障も出てきている。



(2) 新世代型学習空間としての多目的スペース

こらからの多目的スペースは新世代型学習空間として位置付け、多様な学習形態に対応できるよう、まとまったスペースを可動間仕切り等により、自在に区画して使用できる空間として設置する。

また、設置に当たっては、少人数学習指導を考慮し、極力、普通教室に隣接した場所とする。



= 通学区域制度の弾力的運用 =

1 通学区域制度の課題

本区では、区立小・中学校への就学予定者に対して、区教育委員会が就学すべき学校を指定し通知している（学校教育法施行令第5条第2項）。その際、指定が恣意的に行われないようあらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づき指定を行っている。指定された学校以外への変更は、指定後に保護者からの申立てを受けて区教育委員会が審査し決定しており、従来より通学区域制度を弾力的に運用して柔軟に対応している。本区では、指定校変更の件数は年々増加し、かなりの割合を占めている。

これに対し、他区では、新たなシステムとして学校選択制を導入し、事前に保護者や児童生徒の希望を受付け指定をすることが増えてきている。

地方分権や規制緩和の流れの中で、子どもの個性に適した教育を受けさせたいという保護者の意識が高まりつつあることから、子どもや保護者の意向を尊重し、子どもにとって望ましい制度の運用への転換が求められている。

なお、児童生徒が通学区域を超えて通学することと学校適正配置計画のビジョンづくりとの関連については、これまでも通学区域内の児童生徒数だけでなく、指定校変更等による変動をも踏まえて統廃合を実施してきており、特に問題はないと考える。

2 通学区域制度の現状

(1) 通学区域制度について

「通学区域」の設定基準については法令上の定めはなく、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯等それぞれの実態を踏まえて区市町村教育委員会の判断で設定している。

本区では、小学校からおおよそ1km、中学校からはおおよそ2kmの範囲内に「通学区域」を設定しているが、必ずしも「通学区域」の中心に学校が設置されているわけではなく、また学校数が多く近接していることから児童生徒の住所によっては、隣接している通学区域の学校の方が近いという現象が生じている。

通学区域制度については、臨時教育審議会答申（S62）や行政改革委員会の提言（H8）を受けて平成9年に文部省通知「通学区域制度の弾力的運用について」が出された。

これにより、本区でも地域の实情に即し、保護者の意向に十分配慮した弾力的運用が行われ、指定校変更等の保護者の申立に対して、従来から認められていた地理的理由や身体的理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認める場合にも、これを認めている。

さらに国は、教育改革国民会議報告（H12）を受け、平成13年1月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、通学区域制度の弾力化を含め学校選択の幅を広げることを主要施策

とし一層の促進を図っている。

(2) 他区の状況

保護者が学校を選択する機会を設ける「学校選択制度」は、品川区がいち早く実施し、次いで豊島区が実施している。現在、導入・検討する区が増えはじめている。

この制度は、通学区域は廃止せずにそのまま存続させ、区教育委員会が就学すべき学校を指定する前にあらかじめ学校選択の機会を設定し、希望申請を受け付け、保護者の希望に基づいて学校を指定し通知する制度である。

施設規模から設定された受入れ可能人数（定員）を越えて希望が集まった場合は、その学校の通学区域内に住民登録をしている希望者を優先して受入れ、通学区域外の希望者については公開抽選を行い受け入れを決定している。落選者には、各自の通学区域の学校を指定し、特別な理由により更に別の学校を希望する場合には、通常の指定校変更の手続きによりフォローしている。

選択できる学校の範囲は、各区の実情に応じて区内全学校の場合や隣接する通学区域の学校に限定する場合や区教育委員会が独自に定めたブロック内の学校に限定する場合に分かれており、小中学校のいずれを対象にするかも異なっている。

他区における導入、検討状況は、次のとおりである。

(例)

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| ①品川区 | ブロック別選択制 | 12年度から小学校で実施。 |
| | 区内全校選択制 | 13年度から中学校で実施。 |
| ②豊島区 | 隣接校選択制 | 13年度から小・中学校で実施。 |
| ③杉並区 | 隣接校選択制 | 14年度から小・中学校で実施予定。 |
| ④荒川区 | 区内全校選択制 | 14年度から中学校で実施予定。小学校は未定。 |
| ⑤足立区 | 区内全校選択制 | 14年度から小・中学校で実施予定。 |
| ⑥墨田区 | 区内全校選択制 | 14年度から中学校で、小学校は15年度から実施予定。 |
| ⑦江東区 | 検討中 | (14年度より区内全校選択制を小・中で実施する方向で) |
| ⑧千代田区 | 検討中 | (将来像試案で導入の方向を公表) |
| ⑨港区 | 検討中 | (検討会の中間の報告で導入の方向を公表) |

3 新宿区の就学状況

(1) 指定校変更

本区では、通学区域制度の弾力的運用を行っており、平成13年度の区立学校入学者については、小学校で1401人中 222人（15.8%）が、中学校で1095人中 114人（10.4%）が指定校以外の学校に変更している。

変更先の範囲は隣接する通学区域の学校が多く、平成13年度の指定校変更数のうち小学校では92%が、中学校では96.5%が隣接校に通学している。

指定校変更数は、図1で示すとおり年々増加しており、通学区域制度にとらわれず、子どもに適した教育を受けさせるために自己責任で学校を選択したいという保護者の意識の変化や高まりがみられる。

また、図2で示すとおり都内市町村部に比べ区部の数値が高いことから、学校数が多く近接しており、交通網が発達しているという地域の特性も増加の大きな要因といえる。

一方、平成13年度から学校選択制（隣接校選択制）を実施した豊島区の場合、区立小学校入学者のうち隣接校希望数は14.7%、それ以外の指定校変更数は3.0%（合計17.7%）で、区立中学校では、前者が14.4%、後者が2.7%（合計17.1%）で、ほぼ同数値になっている。

弾力的運用を行っている本区と比較した場合、小学校での差は1.9ポイントとやや近い数値であるが、中学校では6.7ポイントの開きがある。

図 1 小・中学校新入生の指定校変更状況（各年度5月1日現在）

年度	小学校			中学校		
	在籍者数	変更者数	%	在籍者数	変更者数	%
13	1,401	222	15.8	1,095	114	10.4
12	1,382	194	14.0	1,097	126	11.4
11	1,309	143	10.9	1,192	117	9.8

図 2 東京都内の小・中新入生の指定校変更状況
（在籍者数に対する割合 %）

年度	小学校			中学校		
	区部	市部	町村部	区部	市部	町村部
13	11.5	3.0	2.9	12.9	2.3	2.1
12	10.4	3.3	3.7	11.1	2.5	1.4
11	9.6	2.6	3.1	10.2	2.3	1.5

(2) 調整区域の設定の拡大

現在、区内の数カ所に調整区域が設けられており、限られた範囲ではあるが保護者は学校を選択することができる。これは、統廃合により通学区域が広がったことに伴う調整や統廃合の経緯により設定されており、この点で既に「学校選択制」に似た状況が生じている。

(3) 国・私立学校への入学

本区では、平成13年度の就学対象者のうち小学校では10.1%が、中学校では31.4%が国・私立学校に入学し、例年同程度の数値で推移している。

国・私立学校では、学習指導要領を基準としながらも独自の目標達成に向けた特別なカリキュラムを組んでいることから、そこに着目して進学するケースが多いと考えられる。また、本区の近辺には多くの国・私立学校が存在し、交通網が発達していることからこれらの学校に進学する条件に恵まれているといえる。しかしながら、この高い数値を真摯に受

け止め、区立学校としての教育活動を一層充実し、特色ある学校づくりを進める必要がある。

4 学校選択制を導入した場合の効果の検討

既に、導入している他区への調査を行い、様々な効果が確認された。

(1) 通学区域に基づく学校指定の地理的な不都合を解消できる。

例えば、指定校が必ずしも通学区域の中央に位置していないので、隣接校の方が近くて通学上の安全も確保できる場合がある。

また、特に本区の場合、小学校の通学区域が二つの中学校の通学区域にまたがり、友人関係が分断される小学校が以下のとおり8校あり、友人関係の継続を望む場合がある。

市ヶ谷小、牛込仲之小、余町小、大久保小、天神小、戸山小、落合第一小、淀橋第四小

(2) より子どもに適した教育を受けさせたいという保護者や、受けたいという子どもの願いがかなえられる。

例えば、部活動への取り組みや選択科目の内容等で学校の特色が異なることから、その学校に通うことで自己の目的を達成できる場合がある。

(3) 新たな人間関係を築くことができ、いじめや不登校などの問題の解決に寄与する。

(4) 保護者が自ら選んだ学校との意識を持つことから学校に対する協力や自己責任の意識が高まる。さらに、学校に対し誇りや愛着を持つことができる。

通学区域の学校に就学した場合にも、手続き上、学校選択したものとみなされるため、保護者の立場の変化が意識の変化をもたらす効果がある。

(5) より広範な地域感覚を保護者・児童生徒・学校・地域住民それぞれが養うことができる。

(6) 学校の情報が活発に発信され、開かれた学校づくりが促進される。

教育を受ける側である子どもや保護者が何を求め、何を評価するかを重視していく必要があり、双方向での情報交換が期待できる。

(7) 学校による評価され選択されるための努力を通して、学校の質的向上が図られ特色ある学校づくりが促進される。

新学習指導要領の実施により各学校は、今まで以上に子どもたちや地域の実態に合わせ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進し、公立校といえども横並びの教育からの脱却を図らねばならない。魅力ある学校か否かで学校が評価されることになる。

5 学校選択制を導入した場合の懸念と対応

学校選択制度では、保護者に学校選択の主導権が与えられ、学校ごとの受入れ可能数の施設制約はあるが、理由を問わず範囲内の希望した学校に入学できるようになる。このことから、導入については様々な懸念が考えられるが、以下のように対応する。

(1) 子どもと地域社会との結びつきが弱くなることについて

地域には他区の国立や私立学校に通う子どもも多く住んでおり、地域の教育力はその地域の学校に通っている子どものみならず広く地域の子どもの全体に発揮されることが望ましい。また、学校は「生きる力」を育むために「総合的な学習の時間」などで、地域に積極的に働きかけ連携して、地域に根ざした教育活動を展開することによって地域との結びつきを深めていくことができる。

(2) 通学距離が広範囲になり安全が確保しにくいことについて

導入している他区の状況や本区の指定校変更の実績をみても変更した子どもの9割以上が隣接する学校を希望しており、一定の自己規制によって遠距離の通学は抑制されるといえる。しかし、遠距離でも変更を希望するのであれば、本区は交通網が整備されていることから保護者の責任で安全を確保することを前提に意向を尊重すべきである。

ただし、往来の激しい道路や国内でも有数の繁華街を抱えている本区の地域特性から安全性への配慮は特に必要であり、小学校1年生の場合には、体力的にも社会適応能力的にも幼いため、十分な検討が必要である。

(3) 子どもの数が一定せず、計画的な教育活動や学校運営がしにくくなることについて

既に相当数の指定変更を認めてきた実績から特に問題は生じないといえる。

ただし、児童生徒数に比べ学校数が多いため、統廃合を計画的に進め小規模校化を防いでいく必要がある。一方、現在、児童数が多くて空き教室がなく、児童の受け入れに特段の配慮を要する小学校が存在する。制度の導入にあたっては、学校の保有教室数を限度とし、増改築等の新たな予算増は行わないことが前提となる。

(4) 噂や風評、一部の偏った評判で学校選択が行われることについて

学校の情報を積極的に保護者や地域に公開し、学校は保護者からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝え、開かれた学校づくりを進めることで回避できる。

(5) 学校の序列化・学校間格差の発生について

学校の在り方を学力という単一の価値で判断するかどうかにかかっている。各学校の教育内容が新学習指導要領の趣旨を踏まえ多様化し、それぞれの内容に価値を認めていけば、序列化の懸念は払拭される。

(6) 過度な競争意識が出ると、教育の本質が脅かされることについて

学校経営に良い意味での競争原理を取り入れることは、むしろ学校間が切磋琢磨し、教員の意欲を引き出し、意識改革を促すことから必要である。それぞれの学校において、子どもや地域の実態、保護者の願いなどを十分に把握し特色ある学校づくりに努めることこそ教育の本質である。

(7) 子どもの数が極度に減少した学校のイメージが悪くなることについて

減少の要因については様々あることから、原因を究明し早急に改善する姿勢で臨むなら、むしろ学校のイメージアップに繋がる。

6 学校選択制導入の方向性について

「新宿の教育」に関する保護者へのアンケート調査によれば、通学区域制度について学校選択制を希望する割合が、小学校では62.1%、中学校では、65.5%で、一層の弾力的運用を希望する割合を含めると小学校では88.4%、中学校では、91.4%の保護者が通学区域制度の緩和を求めている。

このことから、子どもの個性に適した教育を受させるために、自らが希望する学校に行かせたいという保護者の意向の高まりや意識の変化が生じていることを十分考慮すべきである。就学すべき学校の指定にあたっては、更に保護者の学校選択の幅を広げた制度の運用を考えていくことを基本とする。

(1) 中学校の場合

中学校では、国・私立学校の入学と指定校変更等の合計数が小学校に比べて高い。生徒の成長に伴い教育に対するニーズや価値観が多様化しており、学校選択の機会を拡充する必要性が大きいといえる。

指定校変更手続きでは、区教育委員会の審査で決定するため、生徒や保護者は時期的に入学が差し迫る頃まで不安定な状態におかれることになる。これを改善し、保護者や生徒が主体的に関与していく学校選択制の導入を進めることが望ましい。

① 選択できる学校の範囲はより広範囲が望ましい。

体力的にも社会適応能力的にも小学生に比べ行動範囲は広がっている。バス・電車の一人での利用も、日常生活の中で実践していて校長の判断で利用を認めても危険は少ないといえる。ただし、自転車利用は危険性が高いので現行どおり禁止していく。

一方、学校適正配置等審議会の答申によれば、中学校の通学距離は「おおよそ2 kmの範囲内」が望ましいとしているが、これを超えることになる。

しかし、この基準は学校の設置者である区に対し教育の機会均等を保障するように設けたものであるから、保護者の自己責任でこれを超えることは妨げないとする。

中学校の場合、選択できる学校の範囲を隣接校やブロック別に規制するよりも、区内全部の中学校を対象とした方が選択の幅が広がり、より自己に適した教育を受ける機会を保障することになる。

② 導入にあたっては、事前に十分な制度の周知と選択に必要な学校情報の提供を行う。

特に、通学距離が広がることによる安全の確保や学校との協力・連携の必要性等、保護者の責任が大きくなることを十分認識した上で、子どもの立場に立った選択ができるよう周知する必要がある。

(2) 小学校の場合

小学校でも学校選択制に対する希望は多いが、現時点においては小学生と中学生の違いを重視し以下の点を十分検討する必要があると考える。

当面は、通学区域制度の一層の弾力的運用を促進し、指定校変更等に当たっての許可基準の「相当の理由」をできる限り明確に公表し、規制緩和の観点から保護者の意向を十分配慮して判断していくことが望ましい。

- ① 小学校に学校選択制が導入された場合の選択基準についてのアンケートによれば「家から近くて通いやすい学校」が一番多くなっている。中学校の場合は、学校の内容を選択基準とする回答が多いことと比較して、現時点での保護者の意識に配慮し、今後の状況を見守り検討していく必要がある。
- ② 小学校の場合、学校施設の収容能力上、選択希望を受け入れられない規模の学校が存在する。
- ③ 通学距離が広がることによる通学上の安全性の確保について、なお慎重かつ十分な検討が必要である。

(3) 今後の対応

報告書の内容について、広く保護者や学校、地域への周知を図り、情報や意見交換の場を設け、最終的な方策を決定していく。

= 学校配当予算の見直し =

1 学校配当予算の現状と課題

学校予算は、区教育委員会が予算編成を行い、一定の基準（学校当たり、学級当たり、児童生徒当たり）を定めて各校に配当している。

このような方法は、学校間に均等、公平性を確保する面があるが、学校の特色や独自の教育活動を実施する際に、予算に縛られて融通がきかなくなる場合もある。

今、学校では平成14年度からの新学習指導要領の全面実施や「総合的な学習の時間」の創設により、「生きる力」を育てる学校教育への転換期を迎えている。学校が自主的・自律的に創意工夫を生かした教育活動を推進していくことが求められており、そのためには学校の教育計画に応じ、学校の意向が反映される予算の配当がなされるよう工夫する必要がある。

さらに、校長が学校経営の責任者としてリーダーシップを発揮し、公立学校といえども横並びではない個性や特色ある学校づくりを推進できるよう、校長の裁量権限を拡大し、特別の予算措置や支出方法などの工夫をする必要がある。

平成10年9月の中央教育審議会の答申においても、学校の自主性・自律性を確立する方策として学校予算の編成や執行を見直し、学校長裁量権を拡大することを提言している。

また、本区では財務会計システムを見直し、IT化を推進する予定であることから、これに合わせ、学校の会計処理も含めた学校予算の見直しも必要となる。

2 学校予算の新たなシステムづくり

(1) 予算の配分方法を工夫する。

一定基準に基づき、各学校に例年配当される費目（学校管理費、学校給食費、学校保健費、営繕費、教育指導研究費）の予算総額をフレームで示し、それぞれの配分を学校長の裁量で行う方法を工夫する。

- ① 第一段階として、現行の予算科目（一般需用費・備品購入費・役務費）について事務局がフレーム額を算定して示し、各学校が配分を決め事務局に配当計画書を提出する。各学校から提出された配当計画書を積み上げたものが、全体の配当予算となる。更に、執行状況についても同様に各学校が決算報告を行い、その積み上げが全体の決算となる。

計画書は、学校側とよく協議し簡易なものとし、作成にあたっては、事前に研修を行うなどスムーズな導入を図る。

【期待される効果】

各学校の実情に応じた柔軟な執行ができ、より必要なものに予算が措置され予算の有効活用が図れる。さらに、学校予算の執行状況が明確になり、透明性が確保できる。

この方法は、支出方法等の会計処理に変更が生じないため、早期に取り組むことが可能である。また、学校運営に必ず必要な経常経費は確保されているため、安定した学校運営が保障される。

教育基盤整備検討委員会委員名

	氏名	所属等
教育基盤整備検討委員会委員	石崎 洋子	教育委員会事務局次長 委員長
	新野 晴男	教育委員会事務局参事 幹事会
	佐藤 泰丘	教育基盤整備担当課長 部会長・幹事会
	赤堀 充男	学務課長 幹事会
	牧野 新	生涯学習振興課長 幹事会
	三島 紀人	指導室長 幹事会
	山本 昭博	西新宿幼稚園長 幼稚園長会長
	船田 信昭	落合第四小学校長 小学校校長会長
	加藤 伸二	西新宿中学校長 中学校校長会長
検討委員会幹事会	和田 信行	四谷第三幼稚園長 校・園長代表者会
	佐藤 暁子	西戸山幼稚園長 校・園長代表者会
	山田 武雄	花園小学校長 校・園長代表者会
	井上 美和子	西戸山小学校長 校・園長代表者会
	大橋 久芳	四谷中学校長 校・園長代表者会
	津村 由和	戸塚第一中学校長 校・園長代表者会
	前澤 紘一	東戸山小学校長 設置校長会代表者会
	池田 準	新宿養護学校長 設置校長会代表者会
学校適正配置部会	前田 好春	庶務課調整主査
	金子 一郎	庶務課施設係長
	兼松 哲	庶務課給与係長
	佐藤 雅英	学務課学事第一係長
	磯野 義裕	学務課学事第二係長
	山崎 英樹	学務課学事第二係主査
	関根 重男	指導室事務係長
	宮島 雄一	指導主事
	曾根田俊夫	教育基盤整備担当課学校適正配置主査
	山川 享一	教育基盤整備担当課主任主事
教育基盤整備推進部会	佐藤啓太郎	庶務課庶務係主査
	太田 誠司	庶務課施設係主査
	佐藤 雅英	学務課学事第一係長
	植木 幹男	生涯学習振興課生涯学習振興係長
	中山 浩	指導室事務係主査
	上原 一男	指導主事
	安河内和江	教育基盤整備担当課教育基盤整備担当課主査

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛する心と国際感覚をそなえた区民として成長することを願い、

- ◎ 広い視野と思いやりの心をもつ人
- ◎ 地域の一員として、社会のルールを守る人
- ◎ 個性や創造力が豊かで自ら学び行動する人

を育てる教育を推進する。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図る。

《平成14年2月1日新宿区教育委員会決定》

